

佐野通夫著『近代日本の教育と朝鮮』

高野眞澄

本書の著者とは学問の専門分野の違いをよいことにして、しかし日頃は朝鮮人強制連行調査団の一員として時に行動を共にすることのある仲間によつて上梓された本書を手にして感じた想いを、「書評」に託して書き記すことをお許し願いたい。

一 狙い

①近代日本の公教育による支配の道具として機能した教育を、旧植民地における植民地教育と日本における在日朝鮮人教育を相関的に分析することで、著者は近代日本の公教育と植民地支配の本質、内容を解きほぐし、民衆の解放の目指すところのものを考えてみようとする。

こうした分析視角と枠組みを通して著者は、日本人による日本人教育の上に植民地朝鮮における教育支配の現象を積み重ねることではじめて、「日本教育史の全体像」が完結できる、とされる。つまり日本教育史の史実に即した過去の見つめ直しである。言い換えるなら、自国の国益擁護の立場を一筋に植民地朝鮮での教育支配を貫徹したその軌跡を、日本教育通史に引き寄せて構成、とらえかえずことである。それだけに、ここでの論法は近代日本の公教育の本質把握に向かって切り込みの冴えを見せていて、痛快である。

②こうした叙述の延長上に、著者は現代日本の公教育に求められる教育の位相を対象として設定される。ここで

は、現代日本の公教育と在日朝鮮人の諸問題が、日本の国際化をめぐって取りあげられ、教育における社会性とは何か、したがってまた教育における民族性とは何かが体制的国民教育に對置して問い直される。そして異文化の「共存」、教育における「共生」のあり方の追求へと導かれる。

およそ以上の二つが本書において著者が示した基本的スタンスであるように筆者には思われる。

二 手法

右の場合、本著者はいわゆる内鮮一体に向けての皇民化教育のイデオロギー分析を、具体的な史実を実証することで、特権的植民者としての日本人教員の横暴な姿をいろんな資料、実例を取りあげて細かく、かつ精彩に描かれている。植民地支配の事実がもつた意味合いを問い直すことの歴史教育的意義である。この手法は、現代公教育における前示の民族性の欠落を指摘する部分でも同様である。こうして本書の

各篇がこうした手法で描写され、本書の説得力を増すのに寄与している。

三 心情

本著者の心情が吐露される部分にわれわれは出合うことになる。

その一つとして、戦時下に、民族性の抹殺を強要していった皇民化教育政策と、それがもたらした戦争の破局なり人間の非人間化の結末に、強い怒りを表わされていることである。この怒りは戦後日本における在日朝鮮人教育がいわゆる同化政策の本質を今日に至るまでかたくなに変えなかったことについて向けられている。

こうした怒りの心情は、本著者の場合、民族差別を越えて他の差別の問題にも外延的に拡がっていく。互いの違いを見つめるなかで、共に生きていくものを一人ひとりの心に植えつけてこそ教育の役割があるのだという指摘に、本著者の教育観の核心が窺えるからである。

かくして、本著者がかかわる「現代

日本に生息する在日外国人を取り囲む諸問題」の取り組みは、単に『在日』に対する差別問題にとどまらず、在日外国人労働者差別、アイヌ差別、部落差別等のいわゆる社会的差別の解消の取り組みにも重要な示唆を与えるものとなっている。社会的差別のありようはどの差別問題とてあまり違いはない。平和で明るい地域社会で、「共に生きる」呼びかけに、被差別の連帯、いかなる民衆の連帯は不可欠ですます必要になってくる。差別の解消は一刀両断の「解決」よりも、時間をかけた「取り組み」に優るものはないからである。さまざまな運動をはじめ、差別撤廃の立法や制度作り、教育、啓発、それにマスコミや文化の普及による社会意識の変革など、多様なイメージ形成に向けた中長期的な戦略と、各層それぞれの立場での主体的・自覚的協力が必要となるわけである。

四 示唆

さらに一言すれば本書は、単に表題

の文献であるにとどまらず、隣接の社会科学にも研究開発を呼びかけるものとなっていることである。本著者の佐野氏は、現在、四国学院大学文学部教育学科で教育史、教育社会学、教育行財政学等を講じられる気鋭の学究である。と同時に、著者が教育法とその学問的基礎としての法学に深い理解と関心を抱かれていることは本書II「植民地教育抔拭の過程」およびIII「現代日本公教育と在日朝鮮人」の研究から容易に看取れるところである。

特に右IIIの諸研究では、①国民と外国人を峻別する硬直した「国籍」概念の再検討 ②外国人の法的地位問題の抜本的改善 ③教員・公務員採用と職業選択の自由の保障 ④政治活動の自由の保障 ⑤地元善通寺市で起こった児童、生徒の就学拒否の取り組みにみられる教育行政の対応等に対する分析と示唆がある。

法学、とりわけ憲法の研究の末席にいる筆者にとつても、これまで未開拓の領域であった多くの重要問題に改

めて学問的関心を触発されるものがある。その場合の、在日韓国、朝鮮人児童・生徒の民族教育を受ける権利、民族文化追求の権利の保障は、国際人権規約その他多くの国際人権文書の認める普遍的な人権であってみれば、「在日」の人たちの人権享有の法命題は国内憲法とともに国際人権法の実現にまつところが大きい領域であることもいうまでもない。したがって憲法学の努力だけでは十分でなく、いわば国内憲法学と国際人権法学相互の学問的アクセスと交流が今後より強度に進められる必要が痛感される。

五 期待

最後に、本書で示された研究対象の裾野が将来に亘ってさらに広げられてゆく場合、著者に期待したい点を敢えて二点指摘しておきたい。

一つは、「公教育」というときは内容の面で私学教育も含めて理解されるので、戦前、戦後を通じて公教育としての私学教育がこの分野で著者のいう意

味での支配の具としていかに機能し、協調させられていたのかということと、二つは、日本近現代の植民地支配を公教育の面からフォローする場合でも、同じ国が犯した戦争責任の解明なりその現代史への位置づけが今後この国で大きな課題であり続ける限り、著者の筆による解明を期待してやまない次第である。

体制的な「国民教育」のあり方を告発する反骨精神の旺盛なこの本の出版が冷戦後の新しい「人権の世紀」に最もふさわしい出版物の一つとなることを心から期待し、一人でも多くの人たちの目に触れて読まれることを望みたい。

(社会評論社、一九九三年一〇月三
一日、税込価格三、五〇二円)

新刊『これからの解放教育』
—学力保障とカリキュラム創造—
御部落解放研究所編
A5判 三四〇頁・二八〇〇円

これからの
解放教育

学力保障とカリキュラム創造



学力実態調査の結果
をふまえ、同時にアメ
リカの多文化教育か
ら、これからの解放教
育のいわば戦略の基本
になる考え方を若手研
究者、実践家が大胆に
問題提起。